

# 仕 様 書

## 第 1 件 名

令和 6 年度 七尾地方合同庁舎外 9 施設建築物定期調査及び建築設備定期点検業務委託

## 第 2 履行場所

(1) 七尾地方合同庁舎	七尾市小島町西部 2
(2) 加賀地方合同庁舎	加賀市大聖寺菅生イ 7 8 - 3
(3) 穴水地方合同庁舎	鳳珠郡穴水町字川島キ 8 4
(4) 金沢公共職業安定所	金沢市鳴和 1 - 1 8 - 4
(5) 金沢公共職業安定所津幡分室	河北郡津幡町字清水ア 6 6 - 4
(6) 七尾公共職業安定所羽咋出張所	羽咋市南中央町キ 1 0 5 - 6
(7) 白山公共職業安定所	白山市西新町 2 3 5
(8) 輪島公共職業安定所能登出張所	鳳珠郡能登町字宇出津新港 3 - 2 - 2
(9) 厚生労働省 金沢宿舎	金沢市北安江 2 - 2 2 - 1 3
(10) 厚生労働省 穴水宿舎	鳳珠郡穴水町字大町ト 6 0 - 8

## 第 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

## 第 4 業務内容及び対象施設

- 1 受注者は、官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」とする。）第 1 2 条 1 項に基づく点検を実施する。

なお、点検者は、1 級建築士若しくは 2 級建築士又は建築基準法第 1 2 条第 1 項に基づく点検資格を有する者が行う。

(1) 七尾地方合同庁舎	(敷地及び構造)			
鉄筋コンクリート造	4 階	延床面積	1, 6 9 1 m <sup>2</sup>	
(2) 加賀地方合同庁舎	(敷地及び構造)			
鉄筋コンクリート造	4 階	延床面積	1, 9 0 8 m <sup>2</sup>	
(3) 穴水地方合同庁舎	(敷地及び構造)			
鉄筋コンクリート造	3 階	延床面積	1, 5 7 0 m <sup>2</sup>	
(4) 金沢公共職業安定所	(敷地及び構造)			
鉄筋コンクリート造	3 階	延床面積	1, 9 5 0 m <sup>2</sup>	
(5) 金沢公共職業安定所津幡分室	(敷地及び構造)			
鉄筋コンクリート造	2 階	延床面積	4 4 5 m <sup>2</sup>	

- |     |                |          |      |       |                |
|-----|----------------|----------|------|-------|----------------|
| (6) | 七尾公共職業安定所羽咋出張所 | (敷地及び構造) |      |       |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 2階       | 延床面積 | 4 4 4 | m <sup>2</sup> |
| (7) | 白山公共職業安定所      | (敷地及び構造) |      |       |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 2階       | 延床面積 | 7 3 6 | m <sup>2</sup> |
| (8) | 輪島公共職業安定所能登出張所 | (敷地及び構造) |      |       |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 2階       | 延床面積 | 5 1 5 | m <sup>2</sup> |

2 受注者は官公法第12条第2項に基づく点検を実施する。(設備詳細は別紙仕様内訳書参照。)

なお、点検者は、1級建築士若しくは2級建築士又は建築基準法第12条第3項に基づく点検資格を有する者が行う。

- |     |                |             |      |          |                |
|-----|----------------|-------------|------|----------|----------------|
| (1) | 七尾地方合同庁舎       | (建築設備、防火設備) |      |          |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 4階          | 延床面積 | 1, 6 9 1 | m <sup>2</sup> |
| (2) | 加賀地方合同庁舎       | (建築設備、防火設備) |      |          |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 4階          | 延床面積 | 1, 9 0 8 | m <sup>2</sup> |
| (3) | 穴水地方合同庁舎       | (建築設備、防火設備) |      |          |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 3階          | 延床面積 | 1, 5 7 0 | m <sup>2</sup> |
| (4) | 金沢公共職業安定所      | (建築設備、防火設備) |      |          |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 3階          | 延床面積 | 1, 9 5 0 | m <sup>2</sup> |
| (5) | 金沢公共職業安定所津幡分室  | (建築設備)      |      |          |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 2階          | 延床面積 | 4 4 5    | m <sup>2</sup> |
| (6) | 七尾公共職業安定所羽咋出張所 | (建築設備)      |      |          |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 2階          | 延床面積 | 4 4 4    | m <sup>2</sup> |
| (7) | 白山公共職業安定所      | (建築設備)      |      |          |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 2階          | 延床面積 | 7 3 6    | m <sup>2</sup> |
| (8) | 輪島公共職業安定所能登出張所 | (建築設備)      |      |          |                |
|     | 鉄筋コンクリート造      | 2階          | 延床面積 | 5 1 5    | m <sup>2</sup> |

3 受注者は、建築基準法第12条第2項に基づく点検を実施する。

なお、点検者は、1級建築士若しくは2級建築士又は建築基準法第12条第2項に基づく点検資格を有する者が行う。

- |     |            |          |  |  |  |
|-----|------------|----------|--|--|--|
| (1) | 厚生労働省 金沢宿舎 | (敷地及び構造) |  |  |  |
|-----|------------|----------|--|--|--|

鉄筋コンクリート造 3階 延床面積 887㎡

(2) 厚生労働省 穴水宿舎 (敷地及び構造)

鉄筋コンクリート造 3階 延床面積 700㎡

4 受注者は、建築基準法第12条第4項に基づく点検を実施する。(設備詳細は別紙仕様内訳書参照。)

なお、点検者は、1級建築士若しくは2級建築士又は建築基準法第12条第4項に基づく点検資格を有する者が行う。

(1) 厚生労働省 穴水宿舎 (建築設備)

鉄筋コンクリート造 3階 延床面積 700㎡

## 第5 報告書作成

受注者は、第4の点検実施後、別紙様式第1から別紙様式第4の点検記録表、点検結果図及び関係写真を利用した点検の結果をまとめた報告書を作成し、対象施設ごとに10日以内に提出し、第3の業務履行期間内に発注者の検査を了しなければならない。

なお、是正が必要と判断された設備について、是正理由等を明記し、現況写真を添付する。

## 第6 再委託

1 再委託について

- (1) 落札者は、業務の全部を第三者（落札者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

2 再委託先の変更

落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記1（2）のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した契約書に定める様式の履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、届出を要しない。

- ① 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
  - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたとときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

## **第7 業務実施に当たっての諸条件**

### **(1) 関係法令及び仕様書の遵守**

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。また、業務は本仕様書によることとし、これらに記載のない事項については、委託者と受託者が協議して定めることとする。

### **(2) 善管注意義務**

受託者は、本業務遂行に当たり、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行うこと。

### **(3) 守秘義務**

受託者は、業務の遂行上知り得た情報（書面、見聞又は認識した情報の一切）の機密を保持し、本来の目的以外に使用したり、第三者に開示してはならない。これは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

### **(4) 損害賠償**

受託者の故意又は過失により、第三者又は庁舎施設、工作物、その他備品等に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。